

船舶事故等調査報告書

平成25年5月30日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012那第51号
事故等種類	衝突
発生日時	平成24年10月27日 14時30分ごろ
発生場所	沖縄県うるま市津堅漁港 うるま市所在の津堅島灯台から真方位197°600m付近 (概位 北緯26°14.7′ 東経127°56.1′)
事故等調査の経過	平成24年12月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（那覇事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 引船 明祥丸、19トン 293-27354 沖縄、株式会社内間土建 B 台船 第七内間、960トン なし、株式会社内間土建 C 旅客船 ときよ3、19トン 296-15540 沖縄、有限会社神谷観光
乗組員等に関する情報	A 船長A、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 C 船長C、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	A なし B なし C 右舷船尾部防舷材及び左舷船尾部防舷材割損
事故等の経過	A船は、船長Aが1人で乗り組み、津堅漁港において、B船をえい航するための作業中、C船は、船長Cが1人で乗り組み、同漁港内で停泊中、平成24年10月27日14時30分ごろB船の右舷船尾とC船の右舷船尾とが衝突した。 船長Aは、B船をえい航するため、B船のえい航索をB船からA船に投げ、次にB船の係船索を外し、続いてA船の係船索を外してからA船に乗船したが、慌てていたためB船のえい航索をA船の船尾フックに掛け忘れ、A船を後進させたところ、B船が、風に圧流されてC船に衝突した。 C船は、B船との衝突の衝撃で左舷船尾が棧橋に衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 3 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	船長Aは、出港する前、B船の作業員とえい航索の状態の確認を行わず、A船の出港後にB船の作業員が、えい航索が係止されていないことに気付いて声を上げた。

<p><b>分析</b></p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B なし、C なし A なし、B なし、C なし A なし、B なし、C なし</p> <p>A船は、津堅漁港でB船のえい航作業中、船長AがB船のえい航索をA船の船尾フックに掛け忘れたことから、B船が風に圧流されて停泊中のC船と衝突したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、津堅漁港において、A船がB船のえい航作業中、C船が停泊中、船長AがB船のえい航索をA船の船尾フックに掛け忘れたため、B船が風に圧流されてC船と衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>参考</b></p>	<p>本事故後、船舶所有者は、次の改善措置を採った。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・えい航索を操作するときは、船長が1人で行わず、台船の作業員がえい航索を引船に送るなどして複数の者で確認を行うこと。</li> </ul>